

平成30年第2回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成30年6月5日（火）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	長根一男	2番	種市正孝
3番	杉山茂夫	4番	久田伸一
5番	高坂茂	6番	下田敏美
7番	川村重光	8番	河野豊
9番	円子徳通	10番	母良田昭
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	川村星彦	企画財政課長	円子富浩
税務課長	吉田英輔	産業課長	高橋宏典
町民課長	小林章	福祉課長	舘泰之
建設下水道課長	外山昌彦	診療所事務長	吉田史明
会計管理者	川原徹	教育委員会 教育会長	瀧口孝之
教育課長	長谷智	農業委員会 会長	金淵盛一
農業委員会 農事務局長	高橋宏典	選挙管理 委員会委員長	四木豊美
選挙管理 委員会 事務局長	川村星彦	代表監査委員	吉田透
監査委員 事務局 局長	高橋寿典		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋 寿典
総括主査 井川 静香

事務局次長 松橋 紀幸

議 事 日 程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 3 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 10 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 11 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 12 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 13 承認第 10号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 14 承認第 11号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 15 承認第 12号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 16 議案第 39号 六戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 17 議案第 40号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 41号 平成30年度六戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 19 議案第 42号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 20 議案第 43号 財産の取得について
- 日程第 21 同意第 2号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 22 追加提出議案の上程（町長の提案理由説明）
- 日程第 23 議案第 44号 工事の請負契約について

日程第 2 4 陳情第 4 号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

1 1 番 山 本 実

1 2 番 苫米地 繁 雄

会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

皆さん、ご起立願います。

おはようございます。

お座りいただきます。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時05分）

議 長（円子徳通君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名につきましては、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

報告第1号 専決処分の報告について説明申し上げます。

2ページになります。

本件は、平成30年3月11日及び12日に、六戸町大字犬落瀬字柳沢90番565付近の町道柳沢金矢線において、道路の穴ぼこにより一般車両6台が破損した事故で、この示談が成立し、平成30年5月23日に損害賠償の額18万9,324円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で、報告第1号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

12番。

12番（苫米地繁雄君）

この報告第1号の専決処分についてなんですが、維持管理を怠ったということではなく、先ほど、議会の控室のほうでいろいろ努力したことは聞かされましたが、これ人にけががなくくてよかったなど。

とはいえ、この二日の間に6件の事故があっているわけです。それを議会に対して一つの説明もなく、専決処分をしたということに、非常に理解ができない、こう思っております。

道路管理の瑕疵だと思うんです。一つの過失だと思っております。

道路法42条に、道路管理者は、道路を常時良好な状態を保つように維持し、修繕して一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないと、こう定義されているわけでありませう。賠償金額にかかわらず、道路管理者の責任というものが、大変重いものがあると思えます。専決処分するにしても、議会に対して、何らかの報告があるべきだと私は思っております。

先ほど、道路賠償責任保険のほうを活用されて、支払いが行われたと言いますが、この間に相当の時間が、請求したり振り込みなりするに時間があったと思えますけれども、この臨時議会を開催するいとまがなく専決処分をしたのか、この程度であれば、全員協議会を開いて経緯など説明する必要もないだろうと思ったのか、議会開催が必要がないと思ったのか、町長の提案理由の中にも、謝罪の言葉が一つも入っていなかったし、一言ぐらい入ってもいいんじゃないかなと実は思いました。

でも、町長の心境は先ほど控室のほうで聞かされて謝罪をしているので、やっぱりそうなんだなと思いましたがけれども。

この取り扱いについて、ただこれ冒頭専決処分をしましたという報告を受けたときに、何かこんな言葉を使いたくはないんですけども、議회를軽視しているなという思いにとらわれたもので、今ちょっと発言させていただいております。

もう一度、専決処分に至った経緯を説明していただければありがたいと思えます。

議長 長（円子徳通君）

町長。

町長 長（吉田 豊君）

今、ご質問ございましたが、確かに件数が同じところで一気に起きて、今、そのように求められれば、そうだったかなというふうに申し訳ありませんが感じております。

ただ、今までの専決のこともありまして、何となく私も起きたことは件数多いなとは思いつつも、示談の話だとか、いろんなものがずっと経過して、ぎりぎりまでありましたので、報告云々という、まとめた部分がまだ、トータルでは成り立っていませんでした。

その以前の片づいただけでも、皆様にこういうことがあった事態をお知らせすべきだったなというふうに深く反省をしております。申し訳なく思います。

このようなケースは、本当に初めて経験いたしました。今後、このようなことがないことを望むわけでございますけれども、このような特殊な感じで件数があつた場合においては、その微調整、その際には議会の皆様に今後十分注意しながら、ご報告申し上げながらやってまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいなというふうに思います。

議長 長（円子徳通君）

よろしいですか。

11番。

11番（山本 実君）

実は、お尋ねをしたいことを先ほど控室で、事細かく説明をいただきましたので、その内容につきましては、よくわかりました。

先ほど、町長も話をされたわけなんですけど、初めての経験であるというふうなことでございました。私も、長く議員をやらせていただいて、このようなケースというふうなものは、実は初めてでございます。

しかしながら、ことしの冬は非常に寒さが厳しかった。これは、どなたでもそのようにおっしゃっているわけでありまして。隣の十和田市でも似たような事故が発生をしてある。つまり、何を申し上げたいかということ、寒さが例年より厳しいときには、私たちが想像もしなかったような、つまり、よく想定外のことが起こる可能性というふうなものは非常に大きいわ

けであります。

まさしく今回は、その中の一つではなかろうかなと。同じ穴ぼこに6台も連続して車が落ちて、事故になっている、車両が壊れていると。実はこの6件の中の1件が私の同級生でございまして、多分その方が初めてだったと思います。1回目の被害者だったと思うんです。

それで、即、私に電話をいただきまして、実は、夜仕事が終わって薄暗くなって帰ってきたときに、旧柳沢の駅の先のところの穴ぼこで車が落ちたと、タイヤがパンクしたので、どうしたらいいんだろうかというふうな相談でございました。

私のほうからは、町のほうとして、保険等に入っているから、そちらのほうを利用するようにお願いをしてみたらと、私からも話しておくからというようなことで、そのようになったわけでありましてけれども、それから立て続けに今度5件起きてしまっている。

私は一つお願いをしたいことは、やはり先ほど控室で通年契約というお話をされました。これは絶対必要だと思えます。春先のこういうような事故が起きるのは、しばれが上がって強くなってしみ上がって道路が壊れて、ですから4月の前に起こるわけです。新年度に入ってから、なかなかこういうのはそのことは起こりにくい、起こらない。今までのこの事業を見ておきますと、新しい年度に超えてから事業実施をしているのが通例ではないでしょうか。それでは遅いんです。

ですから、まだ雪のある間に雪が解け上がってきたところにパトロールを強化をする、そして、そのような箇所を特定をしておく。特定をしたならば、すぐ修繕をするというふうなことになると思います、今のような事故が起こりにくいわけでありまして。

しかし、先ほど控室の中で、通年契約をするんだというふうなことで、安心をいたしました。

それから、2つ目でありまして、いわゆる事故が起きて、今度は示談をしなければならぬわけでありまして。私は、示談をしたからそれでいい、この示談の仕方、具体的にお尋ねしたいんですが、いわゆる保険金を支払っておしまいという、そういう形の示談ですか。このところを詳細に説明いただきたいと思えます。

議長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

お答えいたします。

示談が成立してからの支払いになりますが、示談においては、役場の担当職員が市町村の保険のほうの担当者と内容の確認をして、向こうのほうからの過失割合、いわゆる示談のスタートです、過失割合がどれぐらいで示談を始めればいいのかというあたりを聞いて、職員がそれを被害者におわびかたがたそこからスタートして、相手がそれで納得すれば、示談成立という形に。

今回の場合は全てのケースが過失割合50%で了承していただいております。

以上でございます。

議長 長（円子徳通君）

11番。

11番（山本 実君）

今のおわびかたがたという言葉をお使いになりました。

いわゆる示談をするに当たって、担当の職員が、まずおわびかたがた訪問をして、そして過失割合等々を話をしながら、おわびということはごめんなさいということなんでしょうけれども、そういうふうなことをしたということですか。

私が何を申し上げたいかという、いわゆる足を運んで示談、保険金払った、それで終わりというふうなお話じゃないんです。

被害者、加害者、被害者というか管理責任は町にあるわけですから、被害に遭った方々がいるわけですから、いわゆるそういうふうな関係からして話をすれば、当然道路を管理する側が町だとすれば、その道路を走行している中で今のような事故が発生をした、そうすると管理をする管理責任というようなものは、当然問われてもこれはやむを得ないわけでありませう。

つまり、管理をする側のほうが、このおわびという言葉を使いましたが、おわびをするに当たって、ご自宅もしくは職場等々に訪問をして、申しわけなかったというふうなおわびの言葉を申し上げながら示談の交渉をしたということですか。

議長 長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

お答えいたします。

今回のケースは、ほとんどのケースが向こうから穴ぼこで事故があったんだという連絡が電話で入っているケースです。その電話の中で、担当職員がやりとりを行って、要は示談の内容も電話で確認して、あとは書類のやりとり、郵送でいいのか、こちらからお持ちしましょうかというあたりを聞いて、たしか全部電話の対応で、わざわざ来ていただかなくても結構だよということで、電話と郵送でやりとりしたということでございます。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

11番。

11 番（山本 実君）

あのね、来ていただかなくても結構ですというけれども、逆じゃないですか、あなた言っていることは。

私は、今、被害者と加害者という話をしたんです。道路を管理をするのが町側だ、そして被害に遭ったのがいる、来てもらわなくても結構です、これどういうふうなことなんですか。逆じゃないですか。こちらから行って、おわびをしながら、頭を下げながら、示談の交渉をするのが筋じゃないですか。どうも私はこういうふうなところに、行政マンの、何ていったらいいんでしょうか、それがあのような気がするんです。

やはり、町民の立場になって、被害者の立場になって考えたならば、事故が起きたのは、これは仕方のないという言葉は使いたくないんですが、起きてしまったわけありますから。そうすると、どう解決をしなければならないのかというふうなものは、一番先に考えなければならない。それで、電話等でやりとりしながら向こうから来るんだ、それは最初はそうでしょう。

しかしながら、示談になったというのであれば、一番最後のときには、町を代表する方が行くなりとか、そして、ごめんなさいという言葉の一言をかけて、今後こういうふうなことがないように努力をするというふうなおわびの態度があって、それが普通じゃないですか。

どうも最近、そういうようなところが欠けている。この問題だけでなく私が言いたいこと

はもっと別にあるんですけれども、それはまた別の機会に話をするんですが、もうちょっと被害者の目線に立って、町を運営するという、そういう謙虚な態度が私は大事だというふうなことを申し上げているわけです。

今後このようなことが発生した場合は、直接訪問をして、頭を下げて、気をつけて町政運営に当たるといふような謙虚な態度が必要だといふようなことが必要だと思います。

いずれにいたしましても、示談は成立をしている。私も安心をいたしました。また、被害に遭われた方々も、納得したところがあるといふふうに私は思っております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの山本議員のご指導、まことにありがとうございます。

職員の町民に対する対応の仕方、今後十分反省しながら、対応をしまいたいと思います。

ただ、業務でどうしても上司等が伺えない場合もあろうかと思っておりますので、担当職員等、できるだけおわびを兼ねて訪問するなり、そういう努力はしまいたいと、そういうふうに思っております。今後十分職員に徹底したいと思っております。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

8 番。

8 番（河野 豊君）

先ほど、この道路補修に関して、通年契約をされるということ伺いをいたしました。建設下水道課長のお話だと、終わりが3月20日とおっしゃってございましたけれども、あとの、10日間はどうか、要するに、ことしみたいに寒い冬でありますと、恐らく3月20日から3月30日くらい、この期間が一番もしかすると重要なポイントなのかなと思うんです。

3月20日で区切った理由と、私から言わせると、いわゆる繰越明許費だとかで、多少のと

ころは対応できるのではないかと思いますので、その3月20日で切らなければならない理由を詳細にちょっと説明ください。

議 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、通年工期で3月20日に後期の設定をいたしました。この理由については、変更契約が必要なこと、そして、工事検査が年度内に実施しなければならないことから、余裕を持って3月20日という工期にいたしました。残りの10日間の年度末の期間に穴ぼこが発生した場合については、職員の直営による補修を実施したいと思っております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

8番。

8 番（河野 豊君）

今回の事案も職員の方が多分やられたと思うんですけども、私もたまたまあちこち見て、やっぱり穴ぼこに土のうだとか入っている状況を見ることもたびたびございますけれども、それでまた、事故が起きたらどうするんですか。

やっぱり、対応として通年契約をするわけですから、あと10日の部分も何とかしさえすれば、業者がちゃんとやってくれるわけです。そこをなぜやらないのか。そこをちょっと説明してください。その対応がどうしてできないのか。

議 長（円子徳通君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時27分）

再開（午前10時27分）

議長（円子徳通君）

会議を開きます。

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの河野議員のご質問にお答えしたいと思います。

3月20日の工期の設定理由は、先ほど、建設下水道課長がお話ししたとおりでございます。

あの凍上現象、凍結融解に伴う道路の損傷でございますが、大部分は3月中旬以前の凍上現象だろうと、凍上融解現象だろうと。3月の後半ぐらいになりますと、ある程度凍上も落ちついているのではないかという気象条件等からの判断と、先ほど、建設下水道課長が申し上げました検査とかそういう期間を見込んで、そして、その後は職員の対応で10日間ぐらいは、何とか頑張れるのではないかという言い方、あるいは語弊があるかも知れませんが、今回の件も踏まえながら、補修の仕方少し職員研修しながら、対応していきたいと。現時点で、そういう理由で3月20日の工期を設定しているところでございます。

これを初めての経験でございましたので、1年やってみて、やっぱりまずいねということであれば、あるいは3月25日とかそういうふうな工期の設定、もしくは1年繰り越ししての工期の設定、そういうふうなものが必要になってくれば、その時点でまた、検討してまいりたいと、そういうふうには思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

議長（円子徳通君）

8番。

8番（河野 豊君）

副町長が言っていることも十分理解できます。

ただ、気象条件というのは、やっぱり年によって違いますので、あと10日間を何とかできる方法を考えたほうが早くないですか。ああだこうだというよりも。私はそう思いますよ。

あと10日間さえ何とかすればいい話ですから。

行政ですので、3月31日で新年度に移りますから、その辺の金のやりとりだとか、支払い

だとか、さっきおっしゃったように検査の状況だとかを踏まえると、行政側としての言い分は多分そうでしょう。

ただ、現実に関わったときの対応のことを考えると、あと10日間だけ何とかすればいい話ですから、そこを何とかできる方向を考えたほうが私はベストだと思うんですけども、いかがですか。

議 長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの通年工期の件は、ことし初めて導入した、この町では初めて導入した契約の仕方でございます。これは、もちろん今回の事件の件も踏まえておりますが、従来からやはり、その都度都度、業者発注の対応がなかなか難しいということから、これまで何年かかけて通年工期という考え方を、ことし初めて導入したんです。

3月25日でもよかったのかもしれませんが、経理上の問題だとか、年度末の検査の対応の問題だとか、そういうことも含めて、とりあえず3月20日でやってみようということでスタートした案件でございますので、今後、改善点等が見つかればそういう方向に、工期を3月31日まで設定する方向、もちろんそうなると繰り越しの手続きが、あるいは若干出てくるかもわかりませんが、そういうふうなことも含めて、やってみて問題点は何なのか、今のご指摘の件も踏まえて、これから検証していきたいなど、そういうふうに思っております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号 専決処分報告についてを終わります。

次に、日程第3 報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、報告第2号 専決処分の報告について申し上げます。

5ページになります。

本件は、平成30年5月4日、六戸町大字犬落瀬字柳沢90番211付近の町道柳沢金矢線において、道路の穴ぼこにより一般車両が破損した事故で、この示談が成立し、平成30年5月23日に損害賠償の額1万4,688円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で、報告第2号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

6番。

6番（下田敏美君）

町長に伺います。

やっぱりこの事件をきっかけに、もう一回、マニュアルを確認し合うことが必要じゃないかな、私はそう思います。

課長会議でもいいんですが、何か突発的な事故が起きた場合どう対処するのか、各課からやっぱり確認、もう一回確認する必要があるんじゃないかなと思います。

私も何回かこの件についても、決算議会でも質問したんですが、情報をくださいとか、今後二度とないようにしますという何回も聞いたんですが、やっぱりこういうふうに事故が起きる。やっぱりもう一回、各課から、町長から、マニュアルもう一回確認しておくべきではないかと思うんですが、いかがでしょう。

議長 長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

まず、このような事態が生じたわけですので、原因誘因たるものは何なのかと、いろいろあろうかと思いますが、少なくとも先ほど来ご質問あるように、管理責任という部分に言及されてくるわけでごさいます、やはりそれに対しての対応すべき職員、みんなでもってどのようにするかというのは、ご質問のようにしっかりと心しながら、協議しながらやるべきだろうというふうに考えております。

先ほど来の通年工期ということに関しましても、パトロールというのも回って歩くんですが、なかなか見つけられない場合もございます。

ただ、今、新たなるやり方、通年工期にしたということで、それぞれ、その責務を担って工事に請け負うことになった方々は、やはり私どもにもアドバイスをくれると思います。道路等において、道路によっていろいろ、下のほうの基盤だとかいろんなつくり方違いますので、また通過車両等によって壊れ方等も違いますから、一見、表で見えても壊れる可能性があるとか、そういう部分はこれから請け負った業者の方々や、いろんな人たちからも意見を聞きながら、やっていけるのではないのかと。

今まではあくまで役場のほうの見方、考え方だけでやっていたわけでごさいますけれども、場内は、ご質問のとおりもちろんであります、請け負ってくださった方々の、回って歩いての意見等も捉えながら、今後町道の管理という部分に鋭意努めてまいりたいというふうに思います。よろしくご理解のほどお願いします。

議長 長（円子徳通君）

6 番。

6 番（下田敏美君）

それから、通年施工の件ですけれども、副町長は、県で相当経験者ですから、事務的なテクニックを使って乗り切るように期待しています。

以上です。

議長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの下田議員の、本当に、私、県の経験はあるんですが、なかなかこういう道路の管理とかそういうことについては、余り詳しくありませんでした。

したがって、今回の通年工期の導入についても、担当課のほうと、何回となくどういうやり方がいいんだろうということを検討した中で、こういうことでやってみようというふうなことを課のほうから提案されて、町長と協議してやってみようということになった経緯がございます。

ちなみに、道路の損傷の件については、皆様もう既にご承知かと思いますが、岩手県盛岡市では、年間平均200件のやつが今冬は、ことしの冬、ですから30年の冬は、4,000件の穴ぼこ補修があったと、そういうふうなことが報道されておりますし、先般、十和田市の事例も新聞報道等でありました。

ちなみに、六戸町の補修の状況でございますが、平成26年から29年までの4年間の平均の補修の箇所数というのは、36カ所なんです。ことしの冬、30年の冬の道路破損箇所というのは105カ所ということで、約3倍に上っているというふうな状況でございますので、そういう中で、全てのものになかなか迅速な対応ができなかった等々の反省もこれからはしながら、通年工期を生かして、できるだけ事故のないような道路管理をしてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（円子徳通君）

6番。

6番（下田敏美君）

今の説明聞いて、わかりました。

県とか、いろんなところから情報を得て、この難局を乗り切ってほしいということを期待して終わります。

議長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町税条例等の一部を改正する条例を平成30年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律のほか、関連する政令、省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれることから、課税事務についても、これと同様の措置を講ずる必要があるため、条例等を改正し、専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、改正箇所が多岐にわたるため、関係法令の改正に伴う条文の整備等は省略いたしまして、主な改正点のみ説明補足資料の新旧対照表を用いてご説明いたします。

説明補足資料1ページをお開きください。

罫線の箇所が改正部分で、上段が改正後、下段が現行でございます。

まず、第24条第1項第2号は、個人町民税所得割について、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を135万円以下に引き上げるものであります。

同条第2項は、控除対象配偶者の定義が変更されたことに伴い、控除対象配偶者を同一生

計配偶者に改め、また、個人町民税均等割について、非課税限度額を10万円引き上げるものであります。

2ページをお開きください。

第34条の2は、個人町民税の基礎控除額に所得要件を創設し、その額を2,500万円以下とするものであります。

第34条の6は、個人町民税の調整控除額に所得要件を創設し、その金額を2,500万円以下とするものであります。

6ページをお開きください。

第48条第2項及び第3項は、法人町民税について、租税特別措置法における外国子会社合算税制の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除するものであります。

7ページから8ページになりますが、第48条第10項から第12項は、資本金が1億円を超える法人等に対する法人町民税に係る電子申告の義務化について、定めるものであります。

8ページから9ページになりますが、第52条は、法人町民税に係る納期限延長の場合の延滞金について、国税における利子税の計算期間の見直しに準じて、申告後に減額更正され、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付されていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算するものであります。

10ページをお開きください。

第92条は、町たばこ税において、製造たばこの区分を新たに創設するものであります。

第93条の2は、町たばこ税において、これまで対象とされていなかった加熱式たばこの喫煙用具で、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物質の溶液も製造たばことみなすものであります。

11ページから13ページになりますが、第94条第3項から第10項は、現行の課税方式では重量の軽い加熱式たばこは税負担が低いことから、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式とするものであります。

こちらは、説明補足資料23ページから25ページの第2条による改正から第4条による改正も含め、5年間かけて段階的に移行することになります。

13ページをお開きください。

第95条は、たばこ税の税率を引き上げるものであります。

こちらは、説明補足資料24ページから25ページの第3条による改正から第4条による改

正も含め、3段階で引き上げることになります。

15ページをお開きください。

附則第5条は、個人町民税所得割について、非課税限度額を10万円引き上げるものであります。

附則第10条の2は、国が一律に定めていた固定資産税の課税標準の特例割合を法律の範囲内で地方自治体が定めることができる地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の規定を定めるものであります。

第1項の水害防止施設及び第4項の雨水貯留浸透施設は、特例割合を見直し、第7項から、次のページをお開きください、第11項の津波避難施設、第14条から第21条の特定再生可能エネルギー発電設備は、区分及び特例割合を見直し、第26項は、生産性向上特別措置法に規定する先端設備等導入計画に記載された一定の設備に対する規定を追加するものです。いずれも、国が示している参酌すべき特例割合を適用しております。

19ページをお開きください。

附則第10条の3第12項は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、利便性向上改修工事を行った実演芸術公演設備に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告について定めるものであります。

19ページから22ページになりますが、附則第11条から第15条は、平成30年度の評価替えに際し、現行の固定資産税の負担調整措置の仕組みを平成30年度から平成32年度まで3年間継続するものであります。

議案に戻っていただきまして、29ページをお開きください。

附則についてご説明いたします。

第1条は、施行期日を、第2条から第5条、第7条、第8条、第10条は、それぞれの税の経過措置を、第6条、第9条、第11条は、たばこ税に係る手持品課税の措置について定めるものであります。

以上で、承認第1号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (吉田英輔君)

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の46ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町承認企業立地計画に従って設置される施

設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を平成30年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの改正は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、法律の題名が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改められたほか、関連する省令の改正が行われたことから、課税事務についても、これと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表を用いてご説明いたします。

説明補足資料29ページをお開きください。

まず、題名は、対象となる事業が変更されたことに伴い、改めるものであります。

第1条及び第2条は、法律の名称を引用する規定、法律に基づく省令を引用する規定及び法律に新たに規定された概念に対応する用語の改正をするものであり、課税免除の適用について、対象となる事業を承認地域経済牽引事業とし、計画の同意期限を平成31年3月31日まで1年間延長し、取得価格要件を1億円に引き下げるものであります。

議案に戻っていただきまして、49ページをお開きください。

附則は、施行期日と適用区分について定めるものであります。

以上で、承認第2号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の50ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成30年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの改正は、地方税法のほか、関係する政令の改正が行われたことから、課税事務についても、これと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表を用いてご説明いたします。

説明補足資料31ページをお開きください。

まず、第2条第1項は、青森県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、賦課総額の定義が見直されたことから、現行の「国民健康保険事業に要する費用等に充てる

ため」から「国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てるため」とするものであります。

同条第2項は、基礎課税額の限度額を4万円引き上げ58万円とするものであります。

33ページをお開きください。

第23条第2号は、5割軽減の対象となる所得算定において、被保険者数に乘すべき金額を5,000円引き上げ27万5,000円に、また、第3号は、2割軽減の対象となる所得算定において、被保険者数に乘すべき金額を1万円引き上げ50万円とするものであります。

議案に戻っていただきまして、54ページをお開きください。

附則は、施行期日と適用区分について定めるものであります。

以上で、承認第3号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (小林 章君)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書55ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例を平成30年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書57ページをごらんください。

あわせて説明補足資料33ページの新旧対照表もご参照ください。

本条例は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、平成30年4月1日より国民健康保険の運営主体が青森県へ変更になることに伴い、町が行う国民健康保険の事務について、所要の改正を行ったものであります。

改正内容であります。第1条の見出し及び同条中「健康保険」の下に「の事務」を加え、第2条の見出しの「国民健康保険」及び同条中「六戸町国民健康保険」を、それぞれ「町の国民健康保険事業の運営に関する国民健康保険」に改めるものであります。

附則につきましては、施行期日を定めたものであります。

以上で、承認第4号の説明を終わります。

議 長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

議案書の58ページからになります。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日専決処分をしたので、同条第

3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

60ページをお開きください。

平成29年度六戸町一般会計補正予算（第6号）について、第1条第1項では、既定の歳入歳出の総額から5,378万2,000円減額補正し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億546万5,000円とし、第2項では、款項区分ごとの金額については、第1表歳入歳出予算補正によるとしたものでございます。

それでは、事項別明細書に基づき内容のほうを説明申し上げます。事項別明細書のご用意をお願いいたします。表紙の下に平成30年3月31日とある予算書でございます。

まず、3ページをお開きいただきます。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税から5ページの10款地方交付税までは、歳入が確定したことから、それぞれ増額計上をしております。

5ページ下段の12款分担金及び負担金から6ページになります、13款使用料及び手数料では、実績見合いにより調整をしたものであります。

7ページから10ページにかけましての14款国庫支出金と15款県支出金につきましては、主に事業費との関連において調整をしたものでございます。

10ページの下段からの16款財産収入では、実績見合いにより調整をいたしました。

11ページ中段の18款繰入金では、歳入歳出の総額での調整を行い、各基金からの繰入金を合計で1億400万円の減額計上をいたしました。

20款諸収入については、実績に基づく調整による補正でございます。

次に、歳出については、主に事業費等の確定や実績見込みによる精査により予算調整をしたものでございます。

主な項目について説明申し上げます。

15ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費の中ほどの5目財産管理費では、15節工事請負費において、坪毛沢地区の町有地の雑木伐採工事の未実施による400万円の減額と、その下25節積立金においては、歳入歳出総額での調整により、学校建設基金への積立金7,600万円を追加計上し、項の計では6,036万円の増額計上となります。

18ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費の28節繰出金において、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計並びに国民健康保険事業特別会計への繰出金を各特

別会計との調整により、合計で496万5,000円減額計上いたしました。

同じく、下段の3目障害者福祉費では、20節扶助費において、各種事業の実績精査により4,825万円の減額となり、項の計では5,604万7,000円の減額計上となります。

20ページ下段からの4款衛生費、2項清掃費では、2目下水処理費の19節負担金補助及び交付金の浄化槽推進事業補助金793万2,000円の減額ほかで、項の計で1,250万6,000円の減額計上となります。

25ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋りょう費では、3目道路新設改良費の13節委託料451万1,000円の減額、その下15節工事請負費373万4,000円の減額ほかで、項の計で1,273万7,000円の減額となります。

33ページになります。

33ページ最後の12款公債費につきましては、歳入における減債基金からの繰入金5,000万円の減額に伴い、財源の調整をしたものでございます。

以上で、承認第5号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

休憩(午前11時05分)

再開(午前11時15分)

議長 長(円子徳通君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、副町長より説明があったものに対し、再度補足したいという旨のことがありまして、これを許します。

副町長。

副町長(保土澤正教君)

先ほど、報告第2号の中で、下田議員への私のお答えをしたんですが、その際、盛岡市の道路損傷箇所、4,000カ所というふうにお話し申し上げたんですが、正しくは4,800カ所で、平年200カ所ぐらいだというお話もしたんですが、200カ所は、ことしの冬のパンク等の損害の報告が200カ所ほどあるというふうにお答えを修正させていただきます。

なお、盛岡市の平年のこの事故の処理の件数は、17件ぐらいだそうでございます。それが今冬の冬は、200件余りに上っていると、そういうふうな内容でございましたので、訂正を

したいと思います。よろしく申し上げます。

議長（円子徳通君）

それでは、議事に入ります。

次に、日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書65ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を平成30年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書67ページをごらんください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,735万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,745万1,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において予算調整したものであります。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

1 款国民健康保険税は、36万4,000円を減額計上いたしました。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金は、療養給付費等負担金ほか、項の計で2,917万円を減額計上。

4 ページになります。

同じく、2 項国庫補助金は、財政調整交付金ほか、項の計で5,134万円を減額計上いたしました。

5 款療養給付費交付金は、255万9,000円を増額計上。

6 款前期高齢者交付金は、2,702万円を増額計上いたしました。

7 款県支出金、1 項県負担金は、高額医療費共同事業負担金のほか、項の計で421万4,000円を減額計上。

5 ページになります。

同じく、2 項県補助金は、財政調整交付金ほか、項の計で369万6,000円を増額計上いたしました。

8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金ほか、項の計で6,399万8,000円を減額計上。

10 款繰入金、1 項他会計繰入金は、事業費との関連で一般会計繰入金を215万6,000円減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7 ページをごらんください。

1 款総務費の1 項総務管理費、同じく2 項徴税费、同じく3 項運営協議会費は、執行額を精査の上、それぞれ減額計上いたしました。

8 ページになります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は、一般被保険者療養給付費ほか、項の計で3,104万3,000円を減額計上いたしました。

9 ページになります。

同じく2 項高額療養費は、一般被保険者高額療養費ほか、項の計で439万円を減額計上いたしました。

10 ページになります。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等は、1,364万5,000円を減額計上いたしました。

11 ページ、7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金は、高額医療費拠出金ほか、項の計で5,931万4,000円を減額計上いたしました。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費は、執行額を精査の上113万円を減額計上いたしました。

以上で、承認第6号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書70ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成30年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めますのでございます。

72ページをお開き願います。

平成29年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ225万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,336万2,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開き願います。

今回の補正予算の内容は、事業費の確定見込みに基づき、歳入歳出予算額を調整したものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料では、徴収見込み額を精査し、85万2,000円を増額計上し、項の計で3,075万2,000円といたしました。

4ページをお開き願います。

4款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を事業費との関連において、354万1,000円を減額計上し、項の計で2億3,409万6,000円といたしました。

同じく2項基金繰入金では、下水道事業整備基金繰入金を41万5,000円減額計上し、項の計で68万5,000円といたしました。

6款諸収入、2項雑入では、平成28年度の馬淵川流域下水道の汚泥処分費用等の減額により精算となりました馬淵川流域下水道維持管理負担金精算金77万3,000円を増額計上しました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

5ページになります。

1款事業費、1項総務管理費につきましては、執行見込み額を精査し、225万7,000円を減額計上し、項の計で4,920万6,000円といたしました。

以上で、承認第7号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書74ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成30年3月31日専決処分をした

ので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

76ページをお開き願います。

平成29年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,374万8,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開き願います。

今回の補正予算の内容は、事業費の確定見込みに基づき、歳入歳出予算額を調整したものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料では、徴収見込み額を精査し、65万6,000円を減額計上し、項の計で1,332万7,000円といたしました。

3款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を事業費との関連において、26万1,000円を減額計上し、項の計で1億1,833万6,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

1款事業費、2項建設事業費につきましては、執行見込み額を精査し、85万4,000円を減額計上し、項の計で34万6,000円といたしました。

以上で、承認第8号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (舘 泰之君)

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書78ページから82ページになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成30年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

80ページをごらんください。

平成29年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ883万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,631万4,000円とするものでございます。

それでは、平成29年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正は、主に保険給付費の実績見込みの精査に基づいて、歳入歳出の額を調整したものでございます。

事項別明細書は3ページになります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款保険料では、実績見込みに基づき145万5,000円を増額計上いたしました。

4ページから6ページにかけての5款国庫支出金から9款繰入金につきましては、保険給付費及び事業費との関連において、調整したものになります。

まず、中段の5款国庫支出金、1項国庫負担金では、1目介護給付費負担金に475万6,000円を増額計上。

下段の同じく2項国庫補助金では、1目調整交付金のほか、項の計で212万2,000円を減額計上しました。

5ページをお開き願います。

6款支払基金交付金、1項支払基金交付金では、1目介護給付費交付金のほか、項の計で1,320万4,000円を減額計上。

7款県支出金、1項県負担金では、1目介護給付費負担金に270万9,000円を増額いたしました。

6ページをお開き願います。

9款繰入金、1項一般会計繰入金では、1目介護給付費繰入金のほか、項の計で230万8,000円を減額計上しました。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、給付費の実績見込みに基づき、項の計で789万1,000円を減額調整いたしました。

8ページから9ページにかけての5款地域支援事業費では、事業費の実績見込みに基づき増額または減額調整をしております。

以上で、承認第9号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第13 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (小林 章君)

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書83ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を平成30年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書85ページをごらんください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ195万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,749万5,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において予算調整したものであります。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は、項の計で113万9,000円を減額し、7,024万9,000円といたしました。

3款繰入金、1項繰入金は、一般会計繰入金を50万2,000円減額し、4,607万9,000円といたしました。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金は、保険料還付金ほか、4ページになります、項の計で31万8,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

5ページをごらんください。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は、111万1,000円減額し、1億762万2,000円といたしました。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、保険料還付金ほか、6ページになります、項の計で32万2,000円を減額計上いたしました。

以上で、承認第10号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第14 承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

承認第11号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書87ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度六戸町霊園事業特別会計補正予算（第2号）を平成30年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報

告し、承認を求めるものであります。

議案書89ページをごらんください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ17万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ918万8,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において予算調整したものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計繰入金を17万9,000円減額し、803万5,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

4ページをごらんください。

1款事業費、1項総務管理費は、執行額を精査の上17万9,000円減額し、918万8,000円といたしました。

以上で、承認第11号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第15 承認第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

承認第12号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書91ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書93ページをお開きください。

平成29年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条は、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ3,117万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,259万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分と金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

第2条は、既定の地方債の変更であり、第2表地方債補正のとおりであります。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

事項別明細書3ページをお開き願います。

1 款診療収入、1 項診療報酬、1 目診療報酬は、実績見込みにより3,254万1,000円を減額計上いたしました。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目使用料は、実績見込みにより149万9,000円を増額計上いたしました。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目手数料は、実績見込みにより8万円を増額計上いたしました。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目補助金は、事業費確定により13万4,000円を減額計上いたしました。

4 ページをお開きください。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は、精査により減額計上いたしました。

5 款繰入金、1 項繰入金、1 目他会計繰入金は、4万9,000円を減額計上いたしました。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入は、実績見込みにより33万5,000円を増額計上いたしました。

7 款町債、1 項町債、1 目診療所事業債は、事業費確定により20万円を減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費は、実績見込みにより1,033万8,000円を減額計上いたしました。

6 ページをお開きください。

2 款医業費、1 項医業費につきましても、実績見込みにより項の計で2,073万3,000円を減額計上いたしました。

3 款公債費、1 項公債費、2 目利子は、精査により10万円を減額計上いたしました。

申しわけありません、訂正いたします。

すみません、歳入の2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目手数料ですが、先ほど、8万円を増額と説明しましたが、8万円の減額となります。

申しわけありませんでした。

以上で、承認第12号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第16 議案第39号 六戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（館 泰之君）

議案第39号 六戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書97ページをごらんください。あわせて補足資料34ページもごらんくださるようお願いいたします。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、条例第10条第3項第4号の改正は、放課後児童支援員の資格要件を明確にするもので、同項第10号の追加は、放課後児童支援員の資格要件の範囲を拡大するため、提案するものでございます。

附則につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 六戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第40号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(舘 泰之君)

議案第40号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書99ページをごらんください。あわせて補足資料34ページもごらんくださるようお願いいたします。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2が新設されたことに伴って、住所地特例の取り扱いについて、本条例中で引用しております法律の条文番号の追加と字句の修正を行うため提案するものでございます。

附則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

議長 長(円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第41号 平成30年度六戸町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

議案書の101ページになります。

議案第41号 平成30年度六戸町一般会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ1,214万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億4,914万9,000円とするものでございます。

事項別明細書に基づきご説明申し上げます。表紙の下に平成30年6月とあるちょっと薄めの予算書になります。

最初に、歳出について主な部分について説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、1款議会費、1項議会費では、議会の県外視察研修費用として、旅費とバス借り上げ料合わせて193万5,000円を追加計上。

中段の2款総務費、1項総務管理費では、コミュニティ助成事業において、2つの町内会が採択になったもので、補助金に349万9,000円を増額計上。

6ページにまいります。

3款民生費、1項社会福祉費では、制度改正によるシステム改修のため、委託料203万7,000円を追加計上。

中段の2項児童福祉費では、大曲小学校なかよし会の児童数が当初見込み額を上回ったことにより、運營業務委託料302万3,000円を増額計上。

下段の10款教育費、1項教育総務費では、まず2目事務局費において、学校医の変更による予算の組み替えで、1節報酬と13節委託料合わせて65万8,000円を増額計上。

同じく3目教育指導費は、7月から2名増員で3名体制を見込んでおりますALTに係る経費の組み替えであり、勤務期間や通勤手段等の見直しにより、給料、費用弁償、備品購入費等を調整し、全体では17万5,000円の減額計上となります。

7ページになります。

10款教育費、2項小学校費では、1目学校管理費に19万5,000円を追加計上、これは開知小学校の排水管が詰まり、その清掃作業の手数料でございます。

同じく3目学校建設費には、大曲小学校用地整備第2期工事費の残100万円を減額し、新たに電柱移転が必要になったことから、補償料100万円を追加計上するものであります。

最後の10款教育費、4項社会教育費では、長谷公民館改修事業への補助金7万6,000円と焼き物小屋解体のための工事請負費89万1,000円を追加計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

3ページにお戻りください。

今回の補正の財源といたしましては、歳出の補正との関連におきまして、12款分担金及び負担金、14款国庫支出金、15款県支出金、そして4ページにあって、最後の20款諸収入において所要の歳入を見込んだほか、不足分につきましては、4ページ中段の19款繰越金に

601万5,000円を増額計上し、調整しております。

以上で、議案第41号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 平成30年度六戸町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第42号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

議案第42号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書104ページをお開きください。

六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ95万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,443万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分と金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

事項別明細書3ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料に95万2,000円を増額計上いたしました。

これは、健診等に係る歳入見込みによる増額であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

事項別明細書4ページをお開きください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費については、95万2,000円を増額計上いたしました。

これは、看護師1名が産前産後休暇、育児休暇を取得するため、准看護師1名を臨時採用するためであります。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

11番。

11番（山本 実君）

診療所になる前に、医師3名体制で病院として事業実施をしてきたわけでありましてけれど

も、その後2名体制になり、入院患者等を引き受けることができないということから、診療所として運営してきているわけなんです、その後の医師確保の見込みについてお尋ねしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

今のご質問にお答えいたします。

医師確保については、昨年度から引き続き県健康福祉部医務薬務課等々に赴き、都度都度情報提供を求めています、なかなか難しい。

また、ことしの4月上旬ですが、私が行きまして、またご相談したところ、県内どこも難しい、とりわけ特に津軽方面とかのほうは厳しいよということでありました。

4月下旬ですが、医師紹介の会社から、県南地方で今現在勤務されている40代前半の医師、消化器内科医の方が来年の4月1日をめどにちょっと転職をしたいなということで、同じくこの県南地方でちょっと探していますということで、ちょっと声をいただきました。

ただし、こちらから、今現在診療所の条件、入院がないよ、また医師2名だとか、体制、看護師が何名いるとか、検査員が何人いるか、そういう情報をまず提供し、あとは希望されている方がどこを選ぶかという状況です。なので、こちらのほうに、私、診療所のほうにそういう問い合わせはあったんですが、確実にその方が来るというわけではない。また、ご本人も来年の4月以降のことを考えているということで、取り急ぎまだそんなに急いでいないということで、その後ちょっとまだ連絡どうなったかというのは返ってきておりません。

以上です。

議 長（円子徳通君）

11番。

11 番（山本 実君）

事務長も耳にされているかと思うんですが、町民の診療所を利用する方々の中では、入院がないのは大変不便だというふうにいろんな方から私は耳にしているわけでありまして、もち

ろん、診療所側でも同じように耳に入っていると思うんですが。

迎え入れる任は受けたいんだけど、迎え入れる体制にはないというふうなことから、現在は一時は中止のような形でしているわけでありますが、何とか努力をしていただいて、あと1名医師確保に全力を尽くしていただきたいと思います。

副町長、何かありますか。

議 長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいま、山本議員から、もう1名の医師の確保を何とかというふうなこと、これはもう何年も前から、私副町長になってからもずっと懸案として承っております。

ただ、本当に医師の確保というのは、我が町に限らず、どこの青森県内の市町村でも、本当に大きな懸案事項だと思います。

先ほど事務長のほうからも説明がありましたが、そういう問い合わせがあるということ踏まえて、できれば、我がほうに来てほしいなという思いは当然持っているわけですが、その方も、多分いろんなところにお声がけをして、その中で、自分で選択していくんだろうというふうには思います。

ただ、幾らでも条件をよく提示して来てもらう、これは今いらっしゃるお医者さんの関係もございまして、そういうことがあってなかなか難しい中での交渉になろうかとは思いますが、引き続き努力はしてまいりたいと、そういうふうには考えております。ご理解をお願いいたします。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決いたしました。

12時を過ぎましたが、引き続き審議を続けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

なお、休憩はとりませんので、トイレ等への退席を許します。

次に、日程第20 議案第43号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第43号 財産の取得についてご説明いたします。

議案書106ページからとなります。補足資料36ページもご参照願います。

本案は、次のとおり財産を取得するために購入契約を締結するものであります。

取得する財産、小型動力ポンプ付積載車1台。

契約金額、1,576万8,000円。この金額は消費税を含む金額でございます。

契約の相手方、住所、青森市栄町1丁目12番1号、会社名、有限会社丸栄消機、代表者名、代表取締役、天内幹夫。

この車両は、第7分団岡沼地区への配備となります。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 財産の取得については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 同意第2号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（円子徳通君）

お座りください。

起立全員であります。

よって、同意第2号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

次に、日程第22 追加提出議案の上程を議題といたします。

本定例会の町長により、議案第44号が追加提出されました。

お諮りいたします。

町長より追加提出のあった議案第44号を上程することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、これを上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田 豊君)

議員の皆様、議会に提案いたしました報告2件、承認12件、議案5件、同意1件につきまして、ご承認、ご決議をいただきましたことをまことにありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、追加提案いたしました議案について申し上げます。

議案第44号 工事の請負契約についてご説明申し上げます。

本案は、六戸町総合体育館大規模改修工事（I期工事）について、請負契約を締結するため提案するものであります。

以上説明申し上げましたが、詳細については、担当課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 (円子徳通君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第23 議案第44号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長 (長谷 智君)

議案第44号についてご説明いたします。

議案書につきましては、追加でお配りしたものになります。

本議案は、次のとおり工事請負契約を締結するものであります。

工事の名称、六戸町総合体育館大規模改修工事（Ⅰ期工事）。

工事の場所、六戸町大字犬落瀬字前谷地12番地。

契約金額、3億4,884万円。これは消費税を含むものでございます。

契約の相手方、住所、六戸町大字犬落瀬字千刈田2番地8、会社名、株式会社佐藤建設工業、代表者名、代表取締役、佐藤純一。

なお、工事概要及び内容、入札結果につきましては、補足資料に記載してありますので、ご参照ください。

以上で、議案第44号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略します。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 工事の請負契約については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 陳情第4号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

審査を付託してありました産業民生常任委員会の委員長から、審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長より報告を求めます。

5番、高坂委員長。

5番 (高坂 茂君)

産業民生常任委員会委員長報告をいたします。

陳情第4号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情については、今定例会において、産業民生常任委員会に審査を付託され、当委員会ではその付託を受けて、去る6月1日に委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審議を行いました。

本陳情は、兵庫県伊丹市北伊丹1丁目75、移植ツーリズムを考える会、理事、井田敏美氏より提出されたもので、陳情の趣旨は、臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は、臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっております。

平成22年の法改正により、臓器提供者は年々ふえているものの、臓器提供者が、必要数を大きく下回っており、ドナーや臓器提供施設が少ないことが指摘されております。臓器移植を、国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、臓器移植の環境整備を求めるよう、国に対し意見書を提出することを求めるものです。

委員会では、臓器移植問題への取り組みは極めて重要であり、内容については理解できません。

しかしながら、諸外国における不当な臓器移植の実態が不明であり、現状を判断し得る情報を持ち得ていません。さらには、陳情者の活動実態も不明な部分も多いことから、慎重に審査いたしました。

委員間の協議では、今後、国際的な部分や国の動向を見ていながら判断すべきとの結論に至り、当委員会といたしましては、不採択とすべきものと決定しました。

以上、産業民生常任委員会委員長報告といたします。

議 長（円子徳通君）

委員長の報告が終わりました。

この報告について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより本件について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対し委員長の報告は不採択です。陳情第4号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（円子徳通君）

起立なしでございます。

よって、本件については不採択とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。
これもちまして、平成30年第2回六戸町議会定例会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。
ご起立願います。
礼。

閉会（午後 0時17分）